

議題 4

議案第 38 号

平成 26 年 12 月 24 日提出

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

のことについて、次のとおり一部改正する。

1 改正の理由

小河内小学校の廃止に伴い、「広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則」の一部改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 「安佐北区の安佐町大字小河内」を統合先の飯室小学校の通学区域に含めるとともに、小河内小学校の通学区域を削る。
- (2) 清和中学校の通学区域から「小河内小学校の学区」を削る。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

(経緯)

- (1) 小河内小学校の廃止に伴う通学区域の改廃について、平成 26 年 10 月 22 日に開催された広島市立学校通学区域審議会において、改廃することを適當と認める答申を得た。
- (2) 平成 26 年 12 月市議会定例会において、小河内小学校の廃止に伴う広島市立学校条例一部改正議案が議決された。

広島市教育委員会規則第 号

平成 26 年 1 月 日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和 35 年
広島市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の（1）の表小河内の項を削り、飯室の項中「安佐北区の安佐町大字飯室」の右に「，安佐町大字小河内」を加える。

別表第 1 の（2）の表清和の項中「，小河内小学校の学区」を削る。

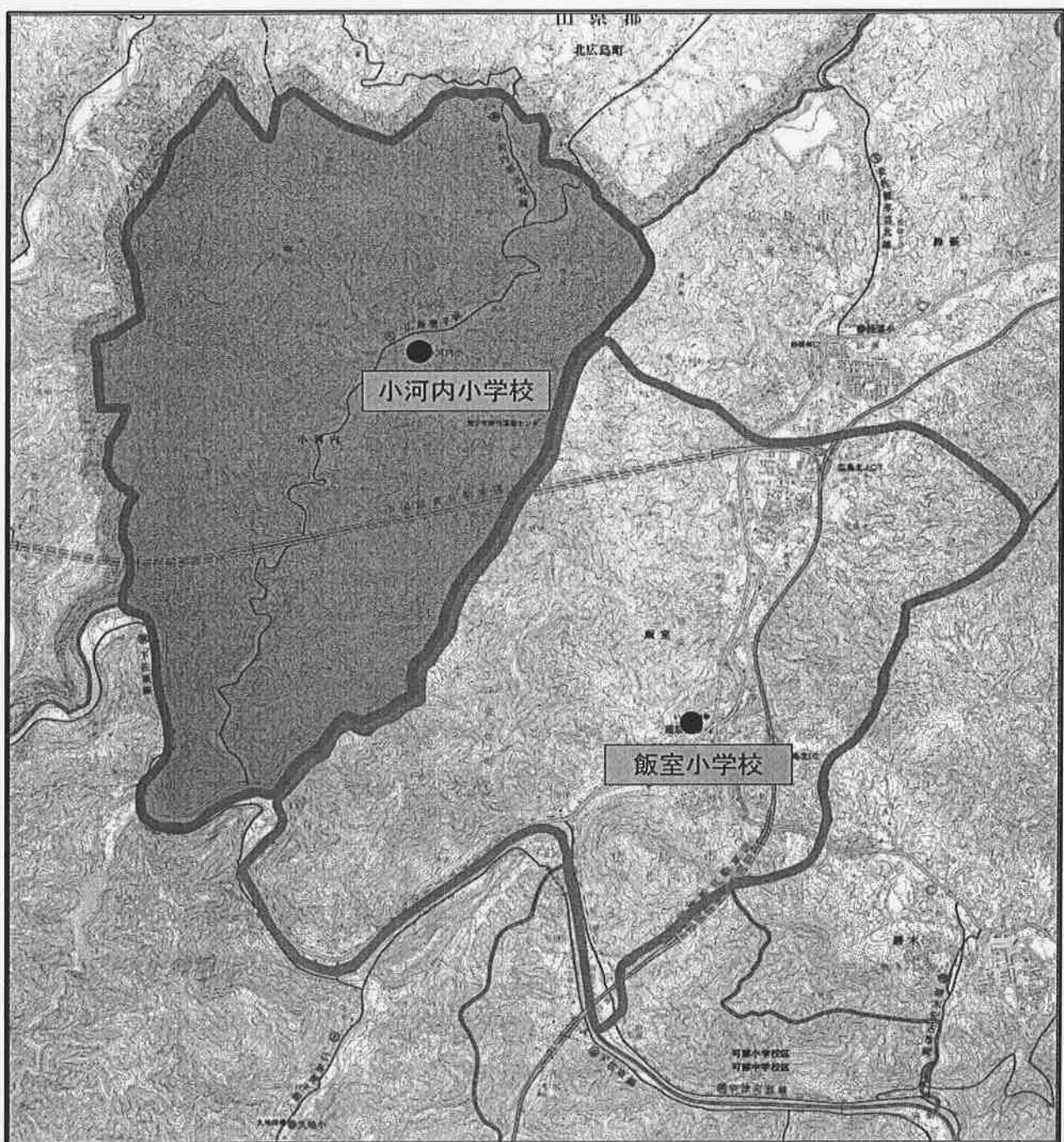
附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則）

現 行	改 正																				
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (現行に同じ。)																				
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)																				
(1) 小学校	(1) 小学校																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>小河内</td><td>安佐北区の安佐町大字小河内</td></tr> <tr> <td>飯室</td><td>安佐北区の安佐町大字飯室</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(略)		小河内	安佐北区の安佐町大字小河内	飯室	安佐北区の安佐町大字飯室	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(現行に同じ。)</td></tr> <tr> <td>(削る。)</td><td>(削る。)</td></tr> <tr> <td>飯室</td><td>安佐北区の安佐町大字飯室, 安佐町大字小河内</td></tr> <tr> <td colspan="2">(現行に同じ。)</td></tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(現行に同じ。)		(削る。)	(削る。)	飯室	安佐北区の安佐町大字飯室, 安佐町大字小河内	(現行に同じ。)	
学校名	区域																				
(略)																					
小河内	安佐北区の安佐町大字小河内																				
飯室	安佐北区の安佐町大字飯室																				
(略)																					
学校名	区域																				
(現行に同じ。)																					
(削る。)	(削る。)																				
飯室	安佐北区の安佐町大字飯室, 安佐町大字小河内																				
(現行に同じ。)																					
(2) 中学校	(2) 中学校																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>清和</td><td>鈴張小学校の学区、小河内小学校の学区、飯室小学校の学区、久地小学校の学区、久地南小学校の学区</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(略)		清和	鈴張小学校の学区、小河内小学校の学区、飯室小学校の学区、久地小学校の学区、久地南小学校の学区	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(現行に同じ。)</td></tr> <tr> <td>清和</td><td>鈴張小学校の学区、飯室小学校の学区、久地小学校の学区、久地南小学校の学区</td></tr> <tr> <td colspan="2">(現行に同じ。)</td></tr> </tbody> </table>	学校名	区域	(現行に同じ。)		清和	鈴張小学校の学区、飯室小学校の学区、久地小学校の学区、久地南小学校の学区	(現行に同じ。)					
学校名	区域																				
(略)																					
清和	鈴張小学校の学区、小河内小学校の学区、飯室小学校の学区、久地小学校の学区、久地南小学校の学区																				
(略)																					
学校名	区域																				
(現行に同じ。)																					
清和	鈴張小学校の学区、飯室小学校の学区、久地小学校の学区、久地南小学校の学区																				
(現行に同じ。)																					
別表第2 (第4条関係) (略)	別表第2 (第4条関係) (現行に同じ。)																				

小河内小学校及び飯室小学校の通学区域



凡例



小河内小学校の通学区域



飯室小学校の通学区域



縮尺
1 / 55,000

平成26年10月22日



広島市教育委員会 様

広島市立学校通学区域審議会

委員長 川村一夫



広島市立小学校の廃止に伴う通学区域の改廃について(答申)

平成26年10月22日付け広市教施第68号で諮問されたことについては、下記諮問のとおり改廃することを適當と認めます。

記

1 小学校の通学区域の廃止及び改正について

区分	学校名	通 学 区 域	位 置
現 行	飯室 小学校	安佐北区の安佐町大字飯室	安佐北区 安佐町大字飯室 1544
	小河内 小学校 (廃止)	安佐北区の安佐町大字小河内	安佐北区 安佐町大字小河内 4734
統合後	飯室 小学校 (改正)	安佐北区の安佐町大字飯室、安佐町大字 小河内	安佐北区 安佐町大字飯室 1544